

新型コロナウイルス対策ガイドライン

Ver.1.0

2020年8月4日

特定非営利活動法人 ezorock

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(2020年3月28日(2020年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえて作成された一般財団法人日本財団ボランティアサポートセンター「ボランティア向け研修等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン第1版」を参考とし、特定非営利活動法人 ezorock(以下、「当団体」という。)が、ボランティア活動等を実施する際に、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

2. 活動実施における感染防止策について

当団体および当団体の活動に参加する者(以下、「活動参加者」という。)は以下の感染防止策を実施することとする。

(1)活動前

ア. 活動参加者は活動当日に健康状態の確認と検温を行うこととし、下記の状態が判明した場合は活動に参加せず、必要に応じて医療機関等の受診を行うものとする。

- ・37.5°C以上の発熱があること
- ・息苦しさ(呼吸困難)、頭痛、味覚異常、嗅覚異常などの自覚症状があること

イ. 活動参加者において、活動前に下記の事実が判明した場合は活動に参加せず、必要に応じて医療機関等の受診を行うものとする。

- ・活動参加者自身が新型コロナウイルスに感染したことまたは濃厚接触者であること
- ・活動参加者の同居家族(同居人)に新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者がいること
- ・活動参加者または同居家族(同居人)において、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があること

ウ. 当団体は活動に際し、救急キット FA を用意し、活動時に使用する体温計および予備マスクを準備することとする。

エ. 連携団体がある活動については、連携団体との協議の上、活動開始2週間前からの検温、自主隔離などの対応を求める場合がある。

オ. 活動参加者は本ガイドラインを確認し、新型コロナウイルスガイドライン確認書に署名することとする。

(2)活動前後の移動

ア. 活動参加者は、可能な限り公共交通は使用せず、自家用車、自転車等で移動するものとする。

イ. 活動参加者は、可能な限りマスクを着用することとする。

ウ. 活動参加者が車両で移動する際には、後部座席の間に一席以上間隔をあけて座ることとし、移動中も、窓を開けて定期的に換気することとする。

(3)活動中

- ア. 活動参加者は、可能な限りマスク着用して活動を行うこととするが、熱中症の危険性がある場合はその限りではない。
- イ. 活動参加者は、マスクのない状態のまま、他者と1m以内の距離で15分以上接触することを避ける。
- ウ. 屋内での活動を実施する場合、定期的に窓の開放を行うほか、適宜換気を行う。
- エ. 食事は大皿ではなく一人分を個別に用意し、箸、コップ等の食器は共用で使用せず、個別で用意する。
- オ. 宿泊を伴うプログラムの場合、可能な限り活動参加者ごとに個室を用意する。個室を用意できない場合には、同室内の活動参加者ごとに2m以上の間隔をあげ、定期的に換気を行う。
- カ. 活動参加者の安全性を担保するために、本ガイドラインに従わない参加者については活動の中止、帰宅を求める場合がある。

(4)活動終了後

- ア. 活動参加者は、活動終了後速やかに、手洗い、うがい、アルコール消毒を行う。
- イ. 活動参加者は、活動終了2日後までに体調の変化もしくは新型コロナウイルスと思われる症状が出た場合には、速やかに当団体に報告する。

(5)その他

- ア. 当団体は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、収集した参加者の個人情報を必要に応じて保健所等行政機関へ提供することがある。
- イ. 活動参加者に新型コロナウイルスに感染した者が出た場合には、当団体から、活動参加者に対して、その旨の連絡を行うことがある。
- ウ. 当団体は感染拡大の予防として、感染の疑いのあるものが発生した場合において速やかな連携が取れるよう、連携団体、施設管理者、保健所等の連絡体制を整える。
- エ. 活動参加者の居住地または活動場所での新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、活動を中止とする場合がある。